平成２３年（フ）第５７号
宮崎県都城市八幡町４街区３号
債務者　丸田美恵子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１４号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1050番地の１ネクスコート一番館301号
債務者　渡慶次　宏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市楚辺１丁目10番７号
債務者　山城　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３号
茨城県鹿嶋市大字佐田434番地　第２帯刀住宅
債務者　石崎　美和
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１５号
茨城県神栖市波崎7577番地８　グランデ21
債務者　神原　由乃
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２１号
茨城県鹿嶋市大字鉢形857番地５　ラパス鉢形202
債務者　坂戸　保雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３９号
石川県小松市白山町140番地７信開グランドハイツヴァンヴェール2316号室、従前の住所兵庫県神戸市須磨区戸政町２丁目１番18号
債務者　小山田一紘
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２３号
長野県上田市古里831番地29、前住所長野県上田市古里2072番地アップルハイツ英301号
債務者　矢島　孝一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２５号
長野県上田市中之条307番地４　コーポサイトウ101号
債務者　小林　篤則
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３２号
長野県東御市滋野乙44番地１
債務者　土屋　佐織
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５号
長野県千曲市大字小島3075番地３　埴生団地１号棟303
債務者　廣瀬まり子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２１号
長野県上伊那郡南箕輪村3512番地１　サンハイツ伊藤Ｂ102号
債務者　白鳥　徹也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２２号
長野県伊那市若宮7380番地261　若宮県営住宅145号
債務者　白鳥　達也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２７号
長野県駒ヶ根市飯坂１丁目17番６号　こまの杜飯坂
債務者　小池　廣康
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２８号
長野県伊那市荒井3594番地４　久保村マンション２号
債務者　吉澤　典子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３０号
長野県伊那市山寺1594番地２　コーポ北原２階西号
債務者　霜島　康成
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１２０号
兵庫県川西市笹部２丁目13番１号　３―101
債務者　長倉　亨司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部